#### 平成29年第4回(12月)大磯町議会定例会

# 議 案 第 39 号 説 明 資 料

### 平成29年11月29日

大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

	子 料 ———————————————————————————————————
制定概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • 1
制定内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots \cdots 1 \sim 2$
新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
参考資料	

農業委員会事務局

大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について

#### 〇 制定概要

「農業委員会等に関する法律」(昭和 26 年法律第 88 号)の改正に伴い、「大磯町農業委員会の選挙による委員の定数条例」を廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定に基づく大磯町農業委員会の委員の定数及び同法第 18 条第 2 項の規定に基づく農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものです。

また、併せて農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償について定めるものです。

#### 〇 制定内容

#### 第1条 条例の趣旨を定めます。

この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項 の規定に基づく大磯町農業委員会の委員の定数及び同法第18条第2項の規定に基 づく農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとします。

#### 第2条 農業委員の定数について定めます。

農業委員の定数は、14人とします。

#### 第3条 農地利用最適化推進委員の定数について定めます。

農地利用最適化推進委員の定数は、4人とします。

#### 附則 施行期日、条例の廃止及び一部改正について定めます。

(1) この条例は、平成30年8月25日から施行します。

- (2) 大磯町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止します。
- (3) 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正し、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償について 定めます。

#### 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案		現行			
大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例		大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例			
昭和47年大磯町条例第20号				昭和47年大磯町条例第20号	
別表(第2条、第4条関係)		別表(第2条、第4条関係)			
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
農業委員会委員	月額 20,300円	同上	農業委員会委員	月額 20,300円	同上
農地利用最適化推進委員	月額 20,300円	<u>同上</u>			

# 参考資料

(1) 農業委員会法改正について(農林水産省)

# 農業委員会法改正について

平成 2 7 年 9 月 **農林水産省** 

# 農業委員会法改正の全体像

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにする



# 農業委員会

#### 農業委員会業務の重点化

○ 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適 化の推進であることを明確化

#### 農業委員の選出方法の変更

○ 地域の農業をリードする担い手が透明なプロセス を経て確実に就任するようにするため、市町村議会 の同意を要件とする市町村長の任命制に変更

#### 農地利用最適化推進委員の新設

○ 農業委員とは別に、各地域において農地利用の最 適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設



### 都道府県農業会議・全国農業会議所

#### 農業委員会のサポート組織として機能を強化

○ 一般社団法人に移行し、都道府県及び国が、農業委員会ネットワーク機構として指定

# 農業委員会の改革①(業務の重点化)

農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、 新規参入の促進)を強力に進めていくために

# 現在

### 【必須業務】

農地法等によりその権限に属させた事項

### 【任意業務】

② 担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地 の発生防止・解消

任意業務から 必須業務に 位置づける

- ③ 法人化その他農業経営の合理化
- ④ 農業等に関する調査及び研究
- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供
- ⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見 公表、行政庁への建議又は諮問への答申

## 改革の方向

#### 【必須業務】

- 農地法等によりその権限に属させた事項
- ② 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集 積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参 入の促進)の推進

#### 【任意業務】

- ③ 法人化その他の農業経営の合理化
- ④ 農業に関する調査及び情報提供

農地利用の最適化に関する施策について、PDCA(計 画・実行・評価・改善)サイクルを回して改善していくため、 必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善 意見を提出しなければならない

法的根拠がなくて も行えるため、法 令業務から削除

# 農業委員会の改革②(農業委員の選出方法の変更)

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために

### 現在

- 〇選挙制と市町村長の選任制 (議会・団体推薦)の併用
  - 実際に選挙が行われているのは約1割のみ
  - 兼業農家は選挙委員の 約4割

# 改革の方向

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本とする。
- 〇 過半を原則として認定農業者とする。
- 〇 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。
- 女性・青年も積極的に登用する。
- 〇 農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう、<mark>現行の半分程度</mark>とする (後述の農地利用最適化推進委員を置かないところを除く。)

市町村長は、推薦・公募を実施

市町村長は、推薦・公募の情報を整理し、公表

市町村長は、推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成

市町村議会が同意

市町村長が任命

# (参考1)農業委員及び推進委員の推薦・公募の手続

# 委員・推進委員の推薦・公募

委員及び推進委員の推薦・公募は、①

- ① 同時に行うことができる
- ② 委員及び推進委員両方の候補者となれる
- ③ 推進委員については、複数の区域について同時に候補者となれる

# 推薦・応募の書面の記載事項

- ① 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別(団体等の場合は、名称、目的、代表者名、構成員資格等)
- ② 推薦を受ける者又は応募者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- ③ 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者(認定農業者が定数の8倍以下の場合には、認定農業者又は準ずる者)に該当するか否かの別(農業委員のみ)
- ④ 推薦又は応募の理由
- ⑤ 推薦をする者が同一の者について委員及び推進委員の両方に推薦しているか否かの別(応募の場合には、委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別)
- ⑥ 推進委員の場合には、推薦・応募を行う区域

### 推薦,公募期間 提出方法

- 推薦・公募の期間はおおむね1ヶ月
- 推薦・公募の期間、推薦・応募の書面の提出方法その他必要な事項は市町村長又は農業委員会が定め、公表

# 推薦・公募状況の公表

- 書面の記載事項(住所を除く)を公表
- インターネットその他適切な方法により、募集期間中はその期間の中間において、募集期間後は終了後遅滞なく行う

### 候補者が定数を超えた場合

市町村長又は農業委員会は、候補者が定数を超えた場合等には、関係者からの意見聴取その他の任命・委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な処置を講じるよう努めなければならない

# (参考2)農業委員の認定農業者過半要件の例外

# 原則

認定農業者 (個人又は法人の役職員)が、委員の過半数を占めること

### 例外

- 1. 区域内の認定農業者の数が、委員の定数の8倍を下回る場合には、以下のとおりでよいこととする。
  - A. 委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる者(準ずる者)とすることについて、市町村議会の同意を得ること(準ずる者:認定農業者OB、認定農業者の農業に従事·経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業士、基本構想水準到達者)



(Aによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合)

B. 委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とすることについて、市町村議会の同意を得ること



→ (Bによることとしても委員の任命に著しい困難を生じる場合)

- C. 農林水産大臣の承認を得ること
- 2. 農業委員会の設置が義務付けられていない市町村(区域内の農地面積が都府県200ha、北海道800haを超えない)
- 3. 認定農業者の制度を活用していない市町村(農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定していない)

# (参考3)市町村長が条例で定める農業委員の定数の上限基準

- ① 推進委員を委嘱する農業委員会については、総会を機動的に開催できるよう、現行の定数の半分程度
- ② 推進委員を委嘱しない農業委員会については、農業委員が推進委員の機能(現場活動)も兼ねることから、現行の定数とほぼ同数

区分		改正後の上限	改正前の上限 (選挙委員の定数で あり、この他に選任 委員が7人程度)
(1) 次のいずれかの農業委員会 ① 農業者の数が1,100以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人	20人
② 農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会	27人	20人
(2) (1)および(3)以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19人	- 30人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	37人	
(3) 辰未有の数か6,000で起え、かつ、辰地面積か5,000へ   カタールを招える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人	- 40人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	47人	

〇 これまでの選任委員数が7人を超えている場合には、農林水産大臣の承認を得て、上限を引き上げることができる。

# 農業委員会の改革③(農地利用最適化推進委員の新設)

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために

### 現在

- 〇 農業委員が、それぞれ
- ① 農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」と
- ② 担い手への農地利用の集 積・集約化、耕作放棄地の発生 防止・解消等の「地域における 現場活動」
- の両方を実施。
- ②の現場活動が必ずしもうまくい かず、耕作放棄地が増加したり、担 い手への農地利用の集積・集約化 が円滑に進まないことがある。

# 改革の方向

- 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは 別に、原則として、農地利用最適化推進委員を設置。 農業委員と推進委員は密接に連携。
- 推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。
- 推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。

### 具体的業務

- 人・農地プランなど、地域の農業者等の話合いを推進
- ・農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- このため、農地中間管理機構と密接に連携

# 選出方法

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施

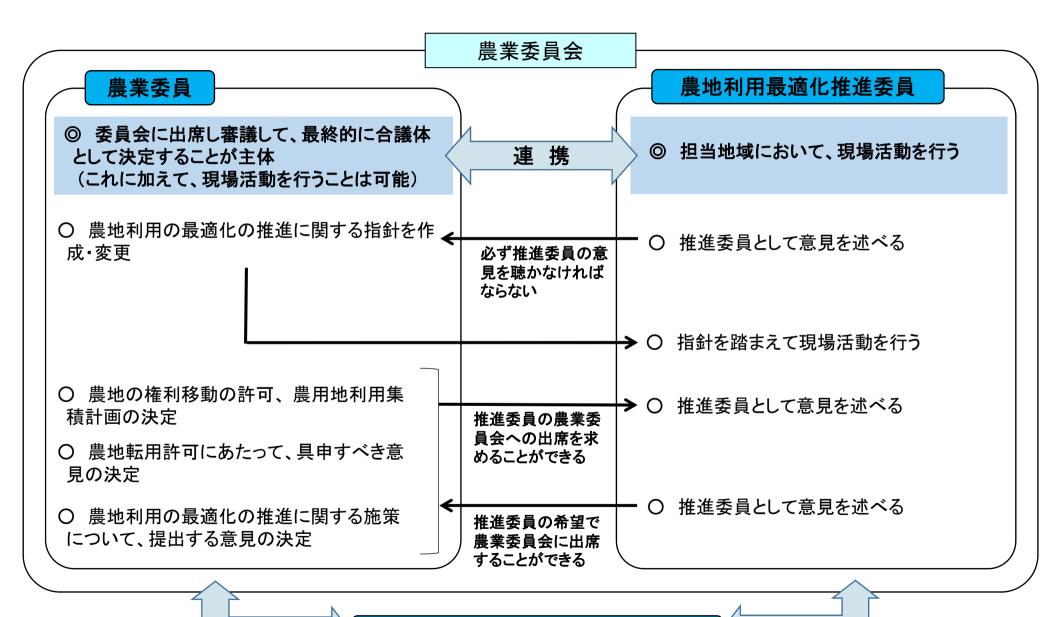
農業委員会は、推薦・公募の情報を整理し、公表

農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重

農業委員会が委嘱

\* 手続の詳細はP4参照

# (参考1)農業委員と農地利用最適化推進委員の連携



連携

農地中間管理機構

連携

# (参考2)農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村

次のいずれかの市町村(この市町村においても、自ら選択すれば、推進委員を委嘱することも可能)

1. 遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいる市町村

具体的には、次のいずれも満たす市町村

- ① 遊休農地率(再生可能な耕作放棄地) 1パーセント以下 (全国平均は約3%)
- ② 担い手への農地の集積率 70パーセント以上 (全国平均は約50%)
- 2. 農業委員会の設置が義務付けられていない市町村(区域内の農地面積が都府県200ha、北海道800haを 超えない市町村)

# (参考3)市町村長が条例で定める推進委員の定数の上限基準

農地利用の最適化の推進のための現場活動が支障なく行えるよう、農業委員会の区域内の農地面積の100ヘクタールに1人の割合で配置できることとする